

# エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の概要 (住宅・建築物分野)

## <改正概要>

### ①大規模な建築物の省エネ措置※1が著しく不十分である場合の命令の導入

※1 省エネ措置:建築物の外壁、窓等の断熱化、空気調和設備等の効率的な利用のための措置

### ②一定の中小規模の建築物について、省エネ措置の届出等を義務付け

・新築・増改築時の省エネ措置の届出・維持保全状況の報告を義務付け、著しく不十分な場合は勧告

### ③登録建築物調査機関による省エネ措置の維持保全状況に係る調査の制度化

・当該機関が省エネ措置の維持保全状況が判断基準に適合すると認めた特定建築物の維持保全状況の報告を免除 等

(改正前)

- ・2,000m<sup>2</sup>以上の建築物の新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置を所管行政庁※2に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分  
→ 指示、指示に従わない場合に公表

※2 所管行政庁:建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県・市等

〔 2,000m<sup>2</sup>未満の建築物について  
は届出に係る規定なし 〕

①

(改正後:赤字が改正部分)

- ・第一種特定建築物とし、新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置を所管行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分  
→ 指示、指示に従わない場合に公表、**命令(罰則)**

②

- ・一定規模以上を第二種特定建築物とし、新築・増改築の際、省エネ措置を所管行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分 → 勧告

建築に係る届出

維持保全状況の報告

③

登録建築物調査機関の調査

登録講習機関による調査員の講習

### ④住宅を建築し販売する住宅供給事業者(住宅事業建築主)に対し、その新築する特定住宅の省エネ性能の向上を促す措置の導入

- ・住宅事業建築主の判断基準の策定
- ・一定戸数以上を供給する住宅事業建築主について、特定住宅の性能の向上に係る国土交通大臣の勧告、公表、命令(罰則)の導入

### ⑤建築物の設計、施工を行う者に対し、省エネ性能の向上及び当該性能の表示に関する国土交通大臣の指導・助言

### ⑥建築物の販売又は賃貸の事業を行う者に対し、省エネ性能の表示による一般消費者への情報提供の努力義務を明示

○施行日:平成21年4月1日(②については平成22年4月1日)